

領置物件の還付について

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。

なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和6年10月16日

清水税関支署静岡空港出張所長 小垣内 尚



整理 番号	品名	数量	領置		所持者		備考
			年月日	場所	住所	氏名	
1	外国製紙巻タバコ(南京 金陵十二錠) レシート ビニール袋	400本 2枚 1袋	R6.9.29	清水税関支署 静岡空港出張所	不詳	不詳	

当該物件にお心当りのある方は、清水税関支署静岡空港出張所 電話0548-29-2400 までご連絡下さい。